令和４年　神奈川県議会　第３回定例会　厚生常任委員会

令和４年９月 29 日

西村委員

公明党の西村くにこでございます。私からはまず、補正予算のその２で紹介をされております新型コロナウイルス感染症薬剤交付新事業について伺わせていただきたいというふうに思います。

オミクロンＢＡ．５は物すごい感染力で、本当に感染者の方いっぱいで。その一方で、今日もずっと審議ありましたけれども、自宅で療養される方の割合が高くなったという特徴があると思います。あまり重症化しないとか、軽症だ、中には無症状なんだという方も伺うんですが、その一方で、大丈夫だと思ったのに急に喉が痛いとか、熱ががんと上がっちゃって、何か熱がジェットコースターみたいに変わっちゃうとか、いろんな症状の方がいらっしゃって、こういった方々がオンラインで診療を受けたり、それから処方薬を届けてもらうというようなお話をたくさん伺いましたけれども、そういう症状の変化がある新型コロナウイルス感染症にかかられた方、罹患をされた方が、安心して療養いただくためには、療養に関わる医療関係者への支援、これが、いわば間接的に、あるいは時に直接的に大変重要になってくるというふうに思います。

県は、９月補正予算案その２において、新型コロナウイルス感染症薬剤交付支援事業を計上されました。何点か伺ってまいりたいと思います。

改めて、この事業の目的と支援内容について、御説明をお願いします。

薬務課長

まず、事業の目的でございますが、委員おっしゃるとおり、７月以降新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、御自宅や宿泊施設での療養者が急増しております。薬局で調剤した薬剤を、その患者様が使用される機会も増えております。そこで、薬剤を配送している薬局の負担も増えておりまして、薬局に協力金を支給することで、円滑な配送を支援し、自宅等での療養が効果的に行われることを後押しするものでございます。

次に、支援の内容でございます。薬局の従事者の方が患者さんがいらっしゃる療養者の御自宅等に薬剤を届けた場合には、１件当たり 1,000 円の協力金を支払うこととしています。

西村委員

１件当たり 1,000 円ということですが、この協力金の支給額、そういうふうにした理由というのは、どういう根拠があるんでしょうか。

薬務課長

現在、薬局が療養者に薬剤を配送する場合は、診療報酬、いわゆる健康保険から１件当たり 2,000 円の報酬を得ることができます。ただ、この報酬がつく、加算する以前については、国が薬局への支援事業として、この薬剤配送１件につき 3,000 円を支給しておりました。しかしながら、神奈川県の場合は、この国の支援事業が７月で財源が枯渇して、支援については今は終了しております。そこで、その 3,000 円と 2,000 円の差額である 1,000 円、こちらを薬局への協力金として支払おうというものでございます。

西村委員
　その差額の 1,000 円が妥当かどうかというよりも、むしろこれまで 3,000 円という中でやってきていただいたので、不足額を支援、支給をしていこうという考え方なんだなということを理解をいたしました。
　支援の対象となるのは、県内全ての薬局と考えていいんでしょうか。
薬務課長
　感染症法における県と保健所設置市の役割分担がございます。この役割分担から今回の支援事業の対象となる薬局は、保健所設置市を除いた、いわゆる県所管域が対象となります。しかしながら、こういった事業はより広域、できれば県域全部で実施したほうが、事業効果が高まると考えられますので、既に類似の事業を行っている横浜市と横須賀市、この２つを除いた保健所設置市にも、事業を実施していただくように、今県からお願いをしているところでございます。
　なお、宿泊療養施設の確保については、これは神奈川県の役割分担になりますので、薬局さんが宿泊療養施設に薬剤を配送した場合は、県域全ての薬局さんが対象となります。
西村委員
　ちょっとややこしいことになっちゃいますよね。私の場合は川崎市なんですけれども、宿泊療養施設が今、武蔵小杉にあって、そこに泊っている人の分は、同じ薬局から届けても１件当たり 1,000 円出しましょうと。でも、そのお隣でいらっしゃる方、宿泊療養施設でなく自宅でというような方には、それは出ませんよというのが、同じ薬局の中で起こっちゃうということですよね。
　ということは、例えば、これ、まだこれからなんでしょうけれども、申請のやり方とか、自宅、宿泊療養施設がややこしくなる、混在するけれども、その辺りは、申請をされる薬局さんからするとクリアな状況になっているんですか。
薬務課長
　まだこの事業実施、詳細については議決を頂いてから検討することとしておりますので、詳細についてはまだでございます。
　しかしながら、委員おっしゃるように、薬局の担当者の方にとっては、ちょっと複雑になるかと思いますので、そこについては、県のホームページだとか関係団体を通じた連絡、周知ですね、こちらのほうも丁寧にやってまいりたいと考えております。
西村委員
　薬局さんのほうも負担が出てきちゃう可能性がある、そのことについてもちょっと考えていただくとして、今、保健所設置市にもアプローチをしていて、できれば同時に県全部やりたいんだというふうにおっしゃっていました。
　保健所設置市が同調してやっていただけた場合、どういった負担になるか、あるいは一緒にやることによって軽減されるようなことがあるんであれば、教えてください。
薬務課長
　保健所設置市が、この県の事業に賛同していただいて事業実施していただく場合は、基本的に、この協力金の支払い、またそれに係る事務については、県

が取りまとめて実施したいと考えております。しかしながら、その協力金だとか事務経費については、保健所設置市さんのほうにも案分をさせていただきたいと思っています。
西村委員
　ただし、根幹となるところの制度設計みたいなのは県がやっていくれると、ぜひ乗っかってもらいたいというアプローチ、これからもぜひぜひやっていただいて、チェーン店とかあったら、ここのお店はもらえないけれども、こっちのお店はもらえるんですよというようなことが現に起こるわけで、県民の皆様は直接御存じないかもしれないけれども、それと、今ちょっとは落ち着いてきましたけれども、あの夏の段階というのは大変な御苦労があったというふうに伺っておりますので、より強く御対応いただきたいと思います。
　制度については理解しました。今後、協力金支給のスケジュール、どのように考えていらっしゃいますか。
薬務課長
　この協力金の対象となる薬局は非常に多うございますので、この申請の受付事務については、一部を委託をして実施したいと考えております。したがいまして、議決を頂きましたら、早急に委託先を決定しまして、申請受付の準備をスピーディーに済ませ、できれば11月の上旬、中旬ぐらいをめどに、この事業を実施して、薬局様に速やかに支給をできるような形で目指していきたいと思っております。
西村委員
　ちなみにこれ、対象となる期間というのはいつなんですか。
薬務課長
　令和５年２月末を一つの区切りとしております。
西村委員
　その前、遡れる。
薬務課長
　いえ、議決の日からと考えております。申し訳ございません。
西村委員
　ちょっと残念でありますけれども。というのは、一番忙しかったときは、またその資料、置いていらっしゃるかどうかというのはクエスチョンですけれども。それと、先ほど先行会派からもありましたインフルエンザとダブル罹患とか、ダブル感染が爆発するなんていうことが、万が一あったときのことも想定をして、今から、年度末までの想定で２月で、３月に全部まとめようというお話なんだと思いますが、そのときの様子を見ながら、また計画も考えていただけたらなというふうに思います。いずれにしろ、大変な、今回薬局、薬剤師の皆さん方、最前線で御苦労されておりますので、一刻も早くお届けいただけるような速やかな支給に努めていただけますよう要望して、この質問を終わります。
　こちらも、先行会派出ましたが、インフルエンザワクチンについて、もう一度確認させてください。
　昨年、一昨年と国内でインフルエンザは流行しませんでした。でも、今年は、

季節外れに小規模な流行があったというふうに聞いておりますし、また、南半球の様子なんかも気になるところですが、この冬の流行の可能性、どのように想定をしていらっしゃいますか。
医療危機対策本部室長
　インフルエンザの関係でございます。今委員からありましたように、今年度、世界的に見ますと、オーストラリアで３年ぶりにインフルエンザの流行がありました。実は、これまで統計的に、南半球でインフルエンザが流行すると、割と日本でも流行しやすいとも言われていますので、懸念があると、こんな状況でございます。
　一方、オーストラリアは、コロナ対策としてマスクやっていたんですけれども、マスクが撤廃されたんですね。再びつけようといって入荷されたんですけれども、依然として３割から４割ぐらいしかつけていないという状況があって、実は、インフルエンザというのは、コロナ以上にマスクの影響がいい意味で大きいと言われていますので、これが１つのオーストラリアの原因だったんじゃないかとも言われています。
　そうした中で、御覧のとおり日本は非常にマスクの着用率高いですから、これは諸説あります。やはり起こらないんじゃないかという方もいらっしゃいますが、やはり警戒はしていかなければいけない、このように考えております。
西村委員
　私が警戒をしているのは、この２年半、インフルエンザがはやらなかったということなんですね。抗体価低くなっているんじゃないのって。そんな中で、やっぱり体力のないというか、御高齢の方が罹患されたとき、どうなるんだというのを、とても気にしているところです。
　令和２年度は補助を行っていただきました。令和３年度はもう、コロナワクチンというのが出てきたというのが一番大きな要素で起こらなかった。今回、９月補正予算では、やっぱりワクチン補助というのは計上されていないようなんですが、今回は実施しない理由、やはり同じように考えていらっしゃいますか。
医療危機対策本部室長
　端的に言うと、実は、令和３年度のときの判断基準と同じと判断いたしました。やはり令和２年度は、コロナに対する武器がなかった。ワクチンが全くない、治療薬もない中で、インフルまではやってしまうと、これはもうコロナ自体がとんでもないことになるというところで、特別な措置として補正予算を計上させていただきましたが、令和３年度、これはやはり逆の事情、ワクチン、そして経口薬をはじめとする治療薬、医療体制整ってきたということで、見送らせていただきました。ここは変わらないんですが、やはりもともとこれ、補助をする市町村への補助ですので、市町村さんでやはり、高齢の方へのインフルのワクチンの接種補助を行っているところはあると、聞いております。
西村委員
　そこなんですよ。お隣の東京都は補助をなさると。23 区はじめ、スタートしますよね。大阪府もやると。神奈川県では、東京都と隣接をしている川崎市がいち早く発表しました。海老名もなさるんですよね。こういうことを考えたと

きに、頭からやらないって決めちゃっていいのか。また、一方で、季節性のものだから、やるならやるで早く決めなきゃ効果がないと。これ、何か並行して用意をしておくとか、違う方策を考えるとか、そういう方法ないんですかね。例えば、令和３年度は抗原検査キットの無料配布が実施されたというのも大きな要因だった。ここに来て、コロナとインフルの両方の検査キット出てきましたよね、保険適用になって。こういうものって、配布できるすべとかないんですかね。

医療危機対策本部室長

様々技術の進化に従って、いろいろな方策の打ち手を考えていくこと、これは必要だと思っております。

具体に、このコロナとインフル両方検出できる抗原検査キットございます。ただ、ちょっと単価がかなり高いんですよね。そうした中、また生産量も限られている中で、これはこれで１つの検討材料ではあると思います。ただ、やはりインフルについては、ワクチン接種が非常に重要ですので、これは、今同時に、コロナワクチンと同じ日に打つこともできるようになった。こういったところ、これをしっかりと周知していく。また、ワクチンの接種場所についても協力を募っていく、ここは大事だなと思っております。

引き続き、医師会とも協力をしながら、有効な打ち手というのを考えていきたいと思っております。

西村委員

値段のことは、私が調べた以上では、あんまり変わらなくなってきているのかなという気がするのと、まだ発売が９月 20 日ですから、今後余地があるのか。もっと言えば、国の交付金がこのダブルのものを買えるのかどうかなんていう話にもなってくるとは思うんですが、いろんな可能性を追及をしていただきたいということと、それから、今回、今この段階でインフルエンザの助成をしないというのは、ある意味理解をしましたが、全くしないって決めちゃうよりも、やはりいろんな情報を入手しながら、対象の期間がたとえ短くなっても、やるというときにはやる決断も必要なのかなというふうに思います。

それから、もう１つが、これ一緒に、さっきも答弁ありましたけれども、接種していいというふうになりました。これをどう推進するかというのが、物すごく重要になってこないかなという気がするんですが、それは、具体的には何か方策というのはあるんでしょうか。

医療危機対策本部室長

インフルのワクチン、要は、委員おっしゃいましたとおり、以前は数日間、日を空けてだったんですけれども、現在はコロナのワクチンと同じ日に、例えば、左と右に打ってもいいですよということになりました。ここは、しっかりと周知していく。それから、まだこれは、これからの対応ですけれども、同時に打てますよという医療機関、こういった情報をお出ししていくのも、１つの有効な手段ではないかと思っています。

また、これはやはり予防接種の事業主体、市町村でございますので、市町村の施策とも密接に連携しながら行っていきたいですし、有効な広報できるように、これは引き続き力を尽くしてまいりたいと思っております。

西村委員
　先ほど第８波という話がありましたが、どうやら政府のほうも、10 月にも体制を決めていこうと、方向性を示していこうという審議がスタートすると。また、臨時国会では、感染症法の改正なんかも挙げられてくると。いろんなことが変わってくる中、それから、公開審議の中で、併せて今言った第８波とともに、コロナとインフルエンザのワクチンの同時接種に向けた体制づくりも、実は話に上がってくるんじゃないかというふうに言われておりますので、いろんな情報を入手されまして、先に手立てが打てるような、命を守るという体制を整えていただきたいというふうに思います。
　その命を守る医療体制、Ｗｉｔｈコロナの医療体制に向けた県民理解の促進ということで、代表質問させていただきました。ホームページでいろんな情報を開示していきますよって、力強い御答弁を知事からも頂戴をしたところですし、あの中で、第５波のときに、７割の医療機関が、実はいろんな診療体制に影響が出たんだという、センセーショナルなお話もありましたけれども、この県民の理解を促すために、どういったホームページを作って、その内容とすることをイメージしていらっしゃるのか、今お考えのことあれば、教えていただいていいですか。
医療危機対策本部室長
　やはり県民の皆様にコロナの特性が変わってきたということ、ただ、コロナを軽んじているわけではないので、まさにＷｉｔｈコロナの医療体制、通常医療の中で、重症度に応じてやっていくステージなんだよということを、どう知っていただくか。これは、やはりデータに基づくのが一番だと思っていますので、もちろん今、ホームページ鋭意調整中でございますが、イメージは、例えば、データで見るコロナウイルスの特性の変化といったような、例えば、特集ページを作って、これまでのウイルスのいろいろな変化、重症度ですとか、あるいは死亡に至る方の割合が減ってきた、こういったところをお出しできないか、こういったところを考えているところでございます。
　また、委員がおっしゃった、一般医療に実はこういう影響が出ていたんだというようなことも、あまり県民の皆さんは御存じないと思いますので、この辺りも、一般医療とのバランスの中でやるために、逆に、あのときはバランスを、いい意味で、あのときはコロナに寄せていましたとというようなところが分かるようなところ、こういったイメージを持っております。
西村委員
　知事は力強く発信をされますけれども、その、いわば鬼に金棒の金棒たるデータとか数字というものは、うそつきませんから、それをしっかり言われた上のほうが、いろんな方が、いろんな御意見ありましたけれども、こうだからこうですよって提示をしていただいたほうが、県民の皆様も御安心を頂けるのかなというふうに思います。
　さて、このホームページ、いつから公開予定なんでしょうか。スケジュールなどお決まりでしたら、教えてください。
医療危機対策本部室長
　このホームページ、10 月中にはと思っていますが、できるところから少しず

つでも早く公表、公開をしたいなと思っております。
西村委員
　新たにホームページ作成していただくと同時に、それをより多くの方に見ていただく、そのページにアクセスしやすくなる工夫、こういったものが必要になってくると思うんですけれども、何か誘導するような工夫というのをお考えでいらっしゃいますでしょうか。
医療危機対策本部室長
　まさにホームページにたどり着いていただくと、これは本当におっしゃるとおりでございます。
　一例を申しますと、県が率先して取り組んできましたＬＩＮＥパーソナルサポート、この 163 万人の方に御加入いただく、このＬＩＮＥパーソナルサポートで、そういったところの発信をしていきたいと思っています。また、ツイッター等も使っていきたいと思っております。また、それ以外にも、様々な広報媒体を持っておりますので、とにかくコロナというのはこう変わってきたんだよというのを、やはり県民の皆様が何となくそうだよねと思っていただけるような情報を、的確に届けていくようなアクセス、こういったところを確保していきたいと思っております。
西村委員
　最新のデータであったり、解析したてのデータだったり上げるというのは、やっぱりホームページとか、そういう媒体のほうがいいことは分かっているんですけれども、一方で、高齢者の方々にどう伝えるんだという工夫も、ぜひしていただけるようにお願いします。
　最後に、リトルベビーハンドブック、ちょっと伺っていいですか。昨年の代表質問、そして今年もやらせていただきました。今後のスケジュールというのが、もし見えてきていたら教えていただきたいんですが。
健康増進課長
　今、検討会をいろいろ開かせていただいて、つい先週も第２回の検討会を開催しまして、１回目の検討会でいただいた御意見を踏まえて修正した案について、細かくいろいろな御意見を頂いたところです。次にまた第３回目の検討会を 11 月に予定しておりますので、そこでまた御意見いただきまして、最終的な原稿を完成させたいと考えております。
　原稿が完成いたしましたら、年内に印刷のほうに着手いたしまして、来年初旬にはＮＩＣＵのある病院や市町村などに配布をしていきたいと考えております。
西村委員
　今、ＮＩＣＵとありましたけれども、完成したハンドブック、配布はＮＩＣＵだけでしょうか。どのようになさっていこうと考えていらっしゃいますか。
健康増進課長
　配布先は、今申し上げましたＮＩＣＵのある病院ですとか、あと、もちろん市町村の窓口でも配れるように、市町村にも配布をしていく予定でございます。
西村委員
　答弁の中で、保健師さんとかそういった方々の研修もしていただけるという

ふうに伺ったんですが、これは、配布の前にしていただけるんですか。
健康増進課長
　配布の時期がちょっと、来年年明け、なるべく早めに印刷ができ次第と思っておるんですが、年度内には一旦やらせていただきたいというふうには考えております。ちょっと、実際印刷ができて配れる時期と研修ができる時期が、どっちが前になるか、後になるかというところは、やっぱりできてからのほうが、物を見ながらのほうがいいと思いますので、そこは、できたらなるべく早くということになります。
西村委員
　ありがとうございます。というのが、やっぱり対面で、傷付いたとか、理解してもらえなかったというような御意見をたくさん伺ったものですから、どうぞこのタイミングがうまく合うような形で、配布事業をしていただきたいと思います。
　ちなみに、リトルベビーちゃんなんですけれども、小さな赤ちゃん、多胎児のお子さん、要するに、双子ちゃん、三つ子ちゃんというのは、71.7%が低出生体重児というふうに伺っています。この多胎児についての記入なんていうのは、リトルベビーの中では、ハンドブックあるんですか。
健康増進課長
　今、検討している案の中では、その部分も採用させていただく予定になっております。
西村委員
　もう一つが早産児なんですが、早産児も全体の６％で、そのほとんどが低出生体重児というふうに言われています。そして、この世界早産児デー、11 月 17 日に合わせて、関連イベントの周知を行っていくというふうに御答弁いただきましたが、具体的にどのようなイベントを予定されているんでしょうか。
健康増進課長
　11 月 17 日の世界早産児デーの時期になるかと思いますが、県立こども医療センターと共催して、こども医療センター内での写真展を企画しております。
　あと、また家族会さんが企画されている写真展もあるということですので、そういったことのイベントにいては、県のホームページで周知をしていきたいと思っております。
西村委員
　低出生体重児、10 人に１人の赤ちゃんが小さく生まれてこられると。それから、早産児も全体の６％で、また多胎児の 72%ぐらいの赤ちゃんが小さく生まれてくると。その背景で、お母さんたちのお話を伺うと、やっぱり核家族化しているので、サポートしてくれる人がまずいない、話を聞いてくれる人もいないというのを、１つおっしゃっていました。それから、不妊治療とかそういう、排卵誘発剤とか、いろんな影響で多胎児になったり、ちっちゃい赤ちゃんになったりということもあるのかなと、これ、ママたちがおっしゃっていたんで、ちゃんとした裏付けはお医者様に聞かなきゃいけないんでしょうが、高齢出産だからといって頑張って、こうやって生まれたんだけれども、小さくて大変なんですなんて話も伺う。要するに、ママ自体の体力もない。サポートする人も

いない、話も聞いてもらえない、その上で、双子ちゃんだったりすると余計大変だったりするし、それから、小さな赤ちゃんがかかりやすい疾患があったり、障害をお持ちだったり、いろんなことで本当に大変な思いをしながら子育てをされていらっしゃる方々が、今、声を上げてこられたということを、神奈川県として、本当に大きく包み込むように受け止めていただいているというふうに、感謝を申し上げます。

１つの事象、リトルベビーハンドブックかもしれませんが、その後ろには、いろんな子育てに悩んでいるお母さんの顔があることを認識をしながら、より伴走をされるような政策として展開をしていただけたらなとお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。